

宮崎市子ども・子育て会議 運営要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき設置する宮崎市子ども・子育て会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 宮崎市・子ども子育て会議には次の部会を設置するものとする。

- (1) 計画推進部会
- (2) 教育・保育推進部会
- (3) 子育て支援推進部会

2 各部会の委員は、宮崎市子ども・子育て会議の委員をもって充てるものとし、部会の委員構成は、宮崎市子ども・子育て会議において決定するものとする。

(部会の所掌事務)

第3条 前条第1項各号に掲げる部会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画推進部会
 - イ 宮崎市次世代育成支援行動計画に関すること
 - 宮崎市母子保健計画に関すること
 - ハ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
- (2) 教育・保育推進部会
 - イ 法第31条第2項において規定する特定教育・保育施設の利用定員に関すること
 - 法第43条第2項において規定する特定地域型保育事業の利用定員に関すること
 - ハ 公立の教育・保育施設のあり方に関すること
 - ニ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
- (3) 子育て支援推進部会
 - イ 法第61条第7項において規定する地域子ども・子育て支援事業に関すること
 - その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

(運営)

第4条 各部会には部会長、副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によって定め、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、会務を総理し、副部会長は、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、議事を進める。

2 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ、開くことが出来ない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって可し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(宮崎市子ども・子育て会議での承認)

第6条 各部会において審議した事項については、宮崎市子ども・子育て会議において報告し、承認を得るものとする。

2 前項の規定に関わらず、軽微な事項のほか、本会議を開催することが困難な場合など特段の理由がある場合は、各部会の専決事項とができるものとする。ただし、法第72条第1項に規定する事項についてはこの限りでない。

(委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

改 正 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。